

スクラップ控除額が直接工事費とは別に計上されている場合の最低制限価格の計算例

① 予定価格30,221,000円(千円止め、税抜き金額)の場合

直接工事費	12,345,678	×	0.97	=	11,975,307.66	・・・(1)
共通仮設費	5,678,912	×	0.90	=	5,111,020.80	・・・(2)
現場管理費	6,543,210	×	0.90	=	5,888,889.00	・・・(3)
一般管理費等	5,678,912	×	0.68	=	3,861,660.16	・・・(4)
スクラップ控除額	-25,000			=	-25,000	・・・(5)
				=	26,811,877.62	・・・(1)～(5)の合計額

② (1)～(5)の合計額を、予定価格で割り、最低制限価格の算出係数を求めます。

$$\frac{\text{(1)～(5)の合計額}}{26,811,877.62} \div \frac{\text{予定価格}}{30,221,000} = \frac{\text{算出係数}}{0.887193595} \Rightarrow \frac{\text{算出係数}}{0.8871}$$

(小数点第4位未満切捨て)

③ 予定価格に算出係数を乗じ、千円未満の端数を切捨てた額が最低制限価格です。

$$\frac{\text{予定価格}}{30,221,000} \times \frac{\text{算出係数}}{0.8871} = \frac{\text{最低制限価格}}{26,809,049} \Rightarrow \frac{\text{最低制限価格}}{26,809,000}$$

(千円未満切捨て)

※ ②で算出した値が0.75～0.92の範囲外になる場合は、0.75または0.92が最低制限価格の算出係数となります。

※ 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格については、「高槻市低入札価格調査実施要綱」を確認の上、算出するようにしてください。

※ スクラップ控除額は、買取価格であるため金額はマイナス表示となります。